

徳島県告示第二十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として次のとおり指定した

令和四年一月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

有限会社大黒屋	名 称	指定居宅サービス事業者
	所 在 地	鳴門市里浦町里浦字花面二 一五番地七
夢心	名 称	指定居宅サービス事業を行う事業所
	所 在 地	徳島市川内町北原一六七番地 一 ユーハイツ一〇一号室
訪問介護	種 類	サービスの
日	令和四年一月一	指 定 年 月 日